教私第１０４１－３号
平成３０年５月２１日

各 学 校 法 人 理 事 長　様
各私立高・中等教育学校長　様
（全日制の課程）

大阪府教育庁私学課長

高等学校等就学支援金の交付に係る事務処理日程等について（通知）

標記支援金の当面の事務処理について、下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

記

１　変更交付決定（予定：６月２１日（木））までの事務の流れについて

■６月１４日（木）までに府への申請が必要な書類

・操作マニュアル P59～P62 の手続きにより変更交付申請を行ってください。
・システム処理の終了後、システム担当あて電子メールでその旨を連絡してください。
※システム担当者メールアドレス

【学校コード】	【担当者】	
0001～0033	菅沼	SuganumaHi@pbox.pref.osaka.jp
0034～0064	井上	InoueNob@pbox.pref.osaka.jp
0065～2001	安田	YasudaNa@pbox.pref.osaka.jp

【府への提出書類】
○変更交付申請書（要綱様式２、様式２（別添）（新制度用））
・要綱様式２について、複数校を設置する学校法人においては、各学校分を合算してください。
・様式２（別添）について、「錯誤訂正分ほか上記に該当しないもの」の欄に記入した場合は、その明細を記したものを合わせて提出してください。また、年度途中でのランク変更を行った場合等は、変更交付申請額内訳が正しく計算されないことがあります。
　この場合は、別紙１「就学支援金変更交付申請に係る様式作成について」に記載しているとおり、手入力で修正してください。
○就学支援金申請額月別内訳
・紙媒体は不要です。電子データを次のとおり電子メールにて送信してください。
　提出先アドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
　メールの件名：【○○高等学校　就学支援金申請額月別内訳】
・月別の受給資格者数については、次の（１）から（４）の合計人数を記入してください。
　（１）当該月の就学支援金を支給している者
　（２）当該月の就学支援金の支給を停止している者
　（３）当該月の就学支援金の支払を差止めている者
　（４）受給資格者のうち、授業料が全額免除されることなどにより就学支援金が０円となる者
※「一律分（人数）」の欄には、受給資格者のうち、一律分のみ支給されている人数の合計を、

「加算分（人数）」の欄には、受給資格者のうち、それぞれの加算区分の人数の合計を入力してください。（加算分は、一律分の外数となるよう入力）

【申請及び提出期限】
○システム（メールによる処理終了連絡を含む）　６月１４日（木）１７時
○紙媒体到達　６月１５日（金）必着

■６月２１日（木）に学校へ変更交付決定通知予定

・変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知
　変更交付決定の通知を受領後、各学校においてシステムで「変更交付決定通知確認」（操作マニュアル P63～P65 参照）を実行し、「変更支給決定（支給予定）通知書（新制度対象者：様式４９」を当該生徒に交付してください。

■７月１０日（火）に各学校へ第２期分の交付予定

・私立高等学校等就学支援金（第２期分）については、国からの示達（内示）及び今回の変更交付決定額を踏まえ、改めてお知らせします。

２　受給資格認定等にかかる随時処理について

■認定・消滅・停止・再開等の案件が生じる都度、府への提出が必要な書類

【府への提出書類】
○認定・消滅申請時の紙媒体の送付は不要。システムにより申請してください。
　・システム処理の終了後、システム担当あて電子メールでその旨を連絡してください。
○支給停止及び支給再開は、下記①、②により処理してください。
　①**支給停止申出書**（新制度：様式２０（省令様式第２号）
　・生徒が休学し、支給停止の申出があった場合（※）に、申出書の原本を府へ提出してください。
　・旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。
　・申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号を記入してください。
　　（例：認定番号 17-027-0099-9999）
　※支給停止は、休学期間に限り申し出ることができます。また、支給停止しないこともできます。支給停止は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月の初日に支給停止申出書を受理した場合は、当該月分から停止となります。
　　（例：H30.6.1 から休学し、H30 年 6 月から支給停止をしようとする場合は、H30. 6.1 までに申出書を提出）
　②**支給再開申出書**（新制度：様式２４（省令様式第３号）
　・支給停止をしている生徒が、復学した場合には、必ず収入状況届出書を添付した、支給再開申出書を学校へ提出させ、申出書原本を府へ提出してください（収入状況届出書等は学校保管）。
　　ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、収入状況届出書等への添付を省略することができます。
　・旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。
　・申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号と支給停止期間を記入してください。（例：認定番号 17-027-0099-9999、支給停止期間：H29 年１月～H30 年１月）

※支給再開は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月の初日に支給再開申出書を受理した場合は、当該月分から再開となります。

（例：H30.7.10 から復学（H30.7.9 まで休学）し、H30 年 8 月から支給再開をしようとする場合は、H30.8.1 までに申出書を提出）

【申請及び提出期限】

・原則（※）、毎月５日、１５日、２５日の１７時までにシステムによる入力を行い、システム担当者あて連絡してください。停止・再開については、システム入力と合わせて、申出書の原本が各締切り日に到着するよう、提出してください。

※６月分の随時処理については、**５日（火）、２５日（月）**とします。

※７月分の随時処理については、**５日（木）、１７日（火）、２５日（水）**とします。

※８月分の随時処理については、**６日（月）、１５日（水）、２７日（月）**とします。

【留意事項】

○各締切り日の翌日に、システムのバッチ処理を行い、申請内容を審査した上で、府において承認処理を行います。承認処理が終了するまでは、申請取り消しを行わないでください。やむを得ず申請取り消しが必要となった場合は、システム担当者あて連絡してください。

○認定申請と、その他の申請（消滅・停止・再開等）は同時に行うことはできません。

３　その他

○新制度対象者に係る収入状況届の締切りについては、次のとおり予定しております。
詳細については、改めて通知させていただきます。

【システム入力期限】

（新制度）収入状況届　　**９月５日（水）**

○平成３０年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額に基づく年間総支給額を反映した変更交付申請は、９月２１日（金）を締切りとする予定です。

【担当】
大阪府教育庁私学課
小中高振興グループ　泉
電話　06-6210-9275　内線 4835